

七戸町地域公共交通網形成計画策定支援業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、七戸町地域公共交通会議が発注する「七戸町地域公共交通網形成計画策定支援業務」の受注者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 七戸町地域公共交通網形成計画策定支援業務
- (2) 業務内容 「七戸町地域公共交通網形成計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結日から平成30年3月30日（金）まで
- (4) 提案上限額 8,381,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格要件

平成28・29年度七戸町入札参加有資格者名簿（測量・コンサル）に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 東北地方に本社又は業務委託契約締結について本社から委任されている支社、支店、営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 七戸町建設業者等指名停止要領に基づく指定停止を受けていないこと。
- (5) 七戸町暴力団排除条例（平成23年9月9日条例第10号）に違反しない者
- (6) これまでに国・地方公共団体（地方公共団体が主体となる協議会を含む）の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の実績を有する者であること。

## 4 実施スケジュール（予定）

内 容	期 日 等
募集要領の公表及び資料配布	平成29年 6月 2日（金）から
質問書の提出期限	平成29年 6月 8日（木）17時まで
質問に対する回答期限	平成29年 6月 9日（金）まで
参加申込書の提出期限	平成29年 6月12日（月）17時まで
参加資格確認通知	平成29年 6月13日（火）
企画提案書等の提出期限	平成29年 6月28日（水）17時まで
プレゼンテーション	平成29年 7月 5日（水）
プレゼンテーションの結果通知	平成29年 7月 7日（金）
契約締結	平成29年 7月10日（月）以降

## 5 プロポーザル参加申込手順

### (1) 募集要領等の配布

- ①配布期間 平成29年6月2日（金）9時から平成29年6月12日（月）17時まで
- ②配布場所 七戸町ウェブサイトよりダウンロードしてください。

### (2) 参加申込書の提出

- ①提出期限 平成29年6月12日（月）17時必着
- ②提出方法 持参又は郵送(持参する場合は、土日の閉庁日を除く9時から17時まで)
- ③提出先 七戸町地域公共交通会議事務局（七戸町企画調整課内）  
担当：中村  
〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4  
TEL：0176-68-2940 FAX：0176-68-2804  
E-mail：shogo-nakamura@town.shichinohe.lg.jp

#### ④提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式1-1）
- イ 会社概要書（様式1-2） ※パンフレット等があれば1部添付してください。

### (3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式2）により提出すること。

- ①提出期限 平成29年6月8日（木）17時必着
- ②提出先 七戸町地域公共交通会議事務局（※前記5（2）③参照）
- ③提出方法 電子メール又はFAX
- ④回答方法 質問に対する回答は、平成29年6月9日（金）までに参加申込書を提出した全事業者に対し、電子メールにて回答します。

### (4) 企画提案書の提出

- ①提出期限 平成29年6月28日（水）17時必着
- ②提出先 七戸町地域公共交通会議事務局（※前記5（2）③参照）
- ③提出方法 持参又は郵送(持参する場合は、土日の閉庁日を除く9時から17時まで)
- ④提出書類
  - ア プロポーザル届出書（様式3-1）
  - イ 同種・類似業務の実績（様式3-2）
  - ウ 業務実施体制（様式3-3）
  - エ 配置予定技術者調書（様式3-4）
  - オ 業務工程表（任意様式）
  - カ 企画提案書（任意様式）

※仕様書及び評価基準を踏まえ、提案内容を分かりやすく具体的に記載すること。また、仕様書に記載以外の積極的な提案や有効な代替案の提示を認める。

キ 参考見積書（任意様式）

※本業務の提案見積価格を記載すること。また、内訳書も添付すること。

⑤提出部数 正本：1部

副本：7部

※提出書類アからキの順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

## 6 プレゼンテーションの実施

企画提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時及び場所

平成 29 年 7 月 5 日（水）14 時～

七戸町役場 本庁舎 2階 第1・2会議室

(2) 実施内容

企画提案書の説明（20分程度）を受け、七戸町地域公共交通網形成計画支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による質疑（10分程度）を行う。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとする。

(3) 実施方法

パソコンは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは町が用意する。

説明者は主任技術者を含めて3名以内とする。

(4) その他

提出済みの書類以外の資料の追加は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

## 7 審査方法

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査委員会を設置する。

(2) プレゼンテーション

企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、企画提案内容、実施能力や見積金額を含めて総合的に評価し、最高得点を得た者を契約候補者に決定する。次に得点の高かった者を次点の契約候補者に決定する。同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

(3) 参加者が1者の場合について

審査において、各審査委員の合計点の平均が70点以上であれば、その提案者を契約候補者として決定する。

(4) 審査項目及び配点

書類審査及びプレゼンテーションについては、別紙「評価基準」の評価項目により審査する。

## **8 審査結果の通知**

審査結果は、参加者全員に対して郵送する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

## **9 失格要件**

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、定める手続き、方法等を遵守しない場合

## **10 契約手続**

審査委員会による審査結果に基づき、仕様書及び契約候補者の企画提案等の記載事項を基本に協議のうえ、予算額の範囲内において契約を締結する。また、特別な理由により契約候補者と契約を締結することができない場合は、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約の手続きを行う。

## **11 その他留意事項**

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類の提出後は、記載された内容の変更は認めないものとする。

## 別紙

## 評価基準

得点は、＜表1＞の評価内容毎に＜表2＞の判断基準により評価を行い、＜表1＞の配点に＜表2＞の基準率を乗じることで得点を計算し、合計得点を算出する。

＜表1＞

評価項目	評価内容	配点	評価	得点
業務実績及び 業務実施体制	本業務と同種又は類似の業務及び地域公共交通計画の策定業務の受託実績は豊富か。	10		
	担当者の実績が豊富で、かつ、本業務を遂行するのに十分な体制が確保されているか。	10		
業務工程表	業務の工程（スケジュール）は具体的であり、かつ、実行可能な内容となっているか。	10		
企画提案内容	仕様書の業務内容について提案がなされ、趣旨を理解した提案となっているか。	15		
	七戸町の公共交通が抱える課題や問題点に対応し、現実的な施策を提案しているか。	15		
	目標達成状況の評価時に検証可能な指標の設定を提案しているか。	10		
	まちづくりへの配慮がなされた提案を含んでいるか。	10		
	プレゼンテーションが解りやすく、説得力があり、実現可能な提案であるか。	10		
価格評価	見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	10		
合 計		100		

＜表2＞

評価	判断基準	基準率
A	優れている	1.0
B	おおむね優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや不十分である	0.4
E	不十分である	0.2
F※	内容に疑義がある	0

※内容が仕様に即していない、抽象的で具体的でない、現実的でないなど。